

東京都交通局関連事業賃借人等選定委員会設置要綱

制 定	平成11年10月18日11交総第1249号
一部改正	平成14年6月1日14交総第478号
一部改正	平成16年3月31日15交総第2176号
一部改正	平成17年7月13日17交資第637号
一部改正	平成28年10月14日28交資第1321号
一部改正	令和6年1月15日5交資第1813号

(設置目的)

第1条 東京都交通局関連事業推進会議で検討された関連事業の有効活用を具体化するに当たり、競争原理に基づき契約の相手方を選定するため、東京都交通局関連事業賃借人等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。ただし、東京都交通局関連事業推進会議に属するものを除く。

- (1) 東京都交通局（以下「局」という。）が所管する土地について、公開で募集する定期借地権等の賃借人の選定に関する事。
- (2) 局が所管する建築物等について、公開で募集する設計、施行等に係る契約の相手方の選定に関する事（資産運用部契約課に属するものを除く。）。
- (3) 前各号に定めるもののほか、関連事業の具体化に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長が事故その他の事由により不在となったときは、総務部長の職にある者が、その職務を代理する。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、本委員会の検討結果を、随時、局長に報告する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、選定事項に関係のある職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 委員会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成及び業務は、委員長が定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、資産運用部資産活用担当課長において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月18日から施行する。

附 則 (平成14年6月1日14交総第478号)

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日15交総第2176号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月11日17交資第637号)

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。

附 則 (平成28年10月14日28交資第1321号)

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則 (令和6年1月15日5交資第1813号)

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

別 表

委員

総務部長

資産運用部長

電車部長

自動車部長

関連部長 (検討課題に応じ、その都度委員長が指名する。)

オブザーバー

総務部 総務課長

総務部 企画調整課長

総務部 財務課長

関係課長 (検討課題に応じ、その都度委員長が指名する。)